

減災対策協議会の今後の進め方

◆平成29年1月～4月
栃木県減災対策協議会(仮称)準備会の実施【第1、2回】



- 栃木県減災対策協議会設立の趣旨説明
- 協議会の設置単位、協議会規約(案)の提示
- 水害リスクの情報や取組状況の確認
- 地域の取組方針(案)(概ね5年以内)等の作成

◆平成29年5月30日
鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会の設立



- 協議会の設立
- 規約の決定
- 水害リスクの情報や取組状況の報告
- 5年間で達成すべき各流域の目標及び取組方針の決定

◆平成29年9月～平成30年4月
各流域栃木県減災対策協議会 連絡会の実施



- 各地域の取組状況の確認
- 実施予定している取組内容の確認
※年2～3回を予定

◆平成30年5月～6月
各流域栃木県減災対策協議会の実施

⋮ 平成31年度以降も毎年フォローアップを実施

